

患者と市民のための健康医療情報サービスの変遷と 現況

菊池 佑（日本病院患者図書館協会（JHPLA）会長）

<はじめに>

携帯電話の進化は目覚ましくパソコンと同様にインターネットに接続でき SNS によって世界中の個人や団体とコミュニケーションができ、また検索語を入力すればいろんな情報を入手できるようになった。多くのことは電話による問い合わせをしなくても図書館に行かなくても、自宅や電車内や喫茶店、公園など、どこでもいつでも調べられるようになった。しかし、便利になったと手放しでは喜べない。誤情報と偽情報も手にすることも増え、それに気づかないという問題も出てきた。

<その後の患者図書館サービスの变化>

さて、巷の書店の健康医療コーナーは20年前に比べて棚の広さは2～4倍ぐらに拡張して臓器別の一般向け医学書が揃っている。

患者図書館も娯楽書だけの蔵書構成から2020年代の今では、一般向けの医療関係の図書・雑誌に加えインターネット情報、DVD など多彩な情報源を揃えるようになった。さらに、インターネット上での健康医療情報の検索も図書館の端末からできるようになり隔世の感がある。

<インフォームド・コンセントの図書館界への影響>

21世紀に入り病院内での患者図書館サービスは前世紀と比べて顕著に変化した点は、医療専門家にサービスする医学図書館司書が患者サービスにも積極的に関与するいわゆる兼務の事例が増えていることである。

日本では20世紀までは、病院内の図書館サービスは予算と人員において医学が主、患者が従でしかも格差大であった。

患者図書館サービスに対する意識の変化のきっかけは治療における「インフォームド・コンセント」（納得した上での同意）である。患者が納得して治療を受け入れるためには医療者による丁寧な説明だけでなく、患者が自身の病気をよりよく理解するために主体的に情報を求めることが増えた。患者図書館は健康医療情報サービス提供をも行う時代が来た。

アメリカで1980年代に患者・市民の医療情報アクセス権と自己決

定権つまり「インフォームド・コンセント」が定着し、病院内で患者への医療情報提供サービス（Consumer health information 消費者健康情報）が始まったが、日本では約10年後の1990年代になってインフォームド・コンセントが盛んに論じられるようになり、2000年代に入りそれが具現化した。

「日本最初の専従司書が担当の患者図書館」

患者本位の医療とサービスの一環として静岡県立静岡がんセンターに患者図書館「あすなろ図書館」が2002年に誕生し、120平方メートル（現在は150平方メートルに拡大）に一般書だけでなく健康医療文献情報（医学書（一般向けと一部専門家向け）、健康雑誌、一般紙（健康欄に連日のように専門家の解説や意見や回答が掲載）、病気別の食事療法・日常生活での注意点などの冊子（病院で作成）を揃えた。また館内だけでなく病室巡回による貸し出しも行い病室・病棟から出られない状態の患者には大きな助けとなる。さらに病室から端末で図書館所蔵文献検索と予約も可能である。

あすなろ図書館の誕生以後、全国各地に患者への健康医療情報サービスに病院内の医学図書館員が関与する患者図書館が広がっている。（注意：それまではボランティアのみ担当が圧倒的多数）

<インターネット情報とインフォメーション・リテラシーの時代の図書館司書の新たな役割>

インターネットの普及で世界の健康医療情報にアクセスする自由度が高まり、情報入手の範囲も広がるとともに、偽情報や誤情報に出くわす機会も増え、「インフォメーション・リテラシー」が重要な課題となった。

情報を見抜く力が医療情報消費者に必要となり、その支援のための教育・研修を図書館司書担うようになってきた。つまり医療関係者による市民向けの医学講演会は長年続けられているが、それだけでは極めて不十分である。講義や講演を有難く聴くだけでなく、市民が情報にアクセスする主体性を発揮できる環境と支援が必須であり、その役割を担うのが図書館とその担当者である司書である。

<医学図書館と公共図書館の協力・連携：双方向の研修>

医学図書館と公共図書館の連携の必要性が認識され、近年、医学図書

館員の団体主催による研修会が時々開催されており、その内容は「医学知識と文献」等の講習会である。日常業務で医学の研修制度が乏しく自己研修に勤しむ公共図書館員にとっては有難いことである。

しかし、私は公共図書館主催の研修会に医学図書館員が参加すべきであると思う。私の知人（医学図書館員）が定年退職後に病院が新設の「市民のための情報室」の非常勤で外来患者と地域住民に健康医療情報サービスを担当することになり、長年の経験を活かして張り切って文献を揃えたが、予想に反して利用者たちの反応は鈍かったという。原因は、医学知識に乏しい人たちには難しすぎて手が出ないことが判明し、知人は、反省し蔵書構成を一からやり直したという。

図書館司書の3原則：1) 利用者を知る、2) 主題を知る、3) 資料を知る、のうちの1) 利用者を知る、が不十分であったのである。つまり、医療者以外の人たちにサービスする場合も、利用者を「知る」があれば、3) 資料を知る、につながるのである。

公共図書館員は医療消費者（住民）を日常業務で相手しているので、利用者心理を理解しニーズを知っている。その経験と実績を、一般市民にサービスする機会を持つ医学図書館員は学ぶ必要あり、いわゆる「双方向の研修」である。患者サービスを兼務の医学図書館員は公共図書館のカウンターで利用者対応サービスの研修の経験も必要であると思う。

<コロナ禍での図書館サービス>

2020年からコロナウイルス感染が世界的規模（パンデミック）で続いている。多くの利用者が集まる図書館は、2020年代は休館や時間の短縮で対応したが、その後は検温・消毒・マスク着用・アクリル板の設置、座席利用数の削減などで対応している。

直接来館せずに資料を利用できる「電子図書館」サービスを開始している所が漸増しているものの、まだまだ電子化された資料の絶対数が少ないが、数年後には大幅に改善されているかもしれない。

さて、アメリカでのコロナ禍での時宜を得た情報サービスを紹介したい。2020年当初、コロナウイルス（Covid-19）感染が急激に拡大した時に、病院ネットワーク「O r l a n d H e a l t h」に勤務の消費者健康情報司書（Consumer health information librarian と呼ばれる図書館司書）は、医学図書館司書や公共図書館司書と協働で、一般市民へのウイルスについての教育と救命に役立つ情報サービス（ソフト・

ウェビナ（「Webinars」を使用）を開始した。具体的には日常の消毒行為の維持の重要性、パンデミックについてのフェイクニュース（偽情報）の見分け方と対処法などの解説をしている。このサービスは、健康問題に悩みあるいは受診を恐れる患者の助けとなっていることが証明されたという。（注意：公的健康保険制度が無いアメリカでは、無保険の低所得者層は受診ができない問題を抱えており、気軽に受診できないため重症化を防げない人たちが少なくない）

ソフト「ウェビナー」はイベント、ビデオ発表、ワークショップ、セミナー、研修会、講義をオンラインで主催・発信の機能を持つ。特長は主催者と参加者との双方向でリアルタイムに情報の交換と共有ができる。（注：日本でも図書館関係者や学会などの集会や大学などの授業でZoom方式がここ2年ぐらいでほぼ定着しているが、個々の一般市民のためのサービスは未だ図書館では実施するところは稀である）

<過去20年間の日本の患者図書館サービスの動向>

医療法人など私立の病院での医学図書館司書担当の患者図書館には、2000年代ごろまでは、製薬会社のパンフレット等を並べて利用に供することが珍しくなく、その資料の成否について評価が分かれていた。理由は、分かりやすい解説であるが、民間会社の宣伝に図書館は片棒を担いでよいのか、ということであった。

筆者の見るところでは、医学図書館司書はいきなり患者用図書館サービスを任せられ、新利用者の求める資料を集めるのに苦勞していたことも一因ではないか。何事もそして誰でも初めての経験は苦勞が多い。当時は、公共図書館や既存の患者図書館との連携は乏しく、館種別にほぼ孤立した状態がほとんどであった。今では異種間の連携・協働を唱える図書館員が増えている。

さて、病院勤務の医学情報サービス担当司書はこれまでは自分の所属する病院内での患者サービスの実践報告はあったものの地域または全国調査統計報告はほとんど見られなかった。北海道内の患者図書館サービス実態調査報告が現れた。これは一地域に限定されているとは言え地域の実情が分かる点で新しい（注：全国調査については、日本病院患者図書館協会が3度実施）。

患者図書館サービスに医学図書館司書の関与するところが増えたという点が21世紀に入ってからの変化であり喜ばしいことである。

<世界情勢>

IFLA（国際図書館連盟）の「IFLA Statement on Literacy 2017」>

国際図書館連盟とは、一言で言えば「図書館の国際連合」である。世界各国・地域の図書館が情報交換し討議し問題解決策を考え対策を講じる。コロナ禍前までは年一度の国際会議が開催され、日本では1986年に、そして2006年には韓国で開催された。患者図書館のテーマも取り上げられ東京大会で日本人医師とポーランドの図書館司書が発表しソウル大会では私がポスターセッション（発表の一形態）を担当した。

さて、インターネット時代の図書館について国際図書館連盟は以下のように声明を出した。

“デジタル健康革命は患者に絶好の機会となるが、世界の半数はオンラインが整備されていない。オンラインの環境がない人たちは健康を害していることが多い傾向あり。健康と病気についての情報がデジタルの形で増加するにつれて新たな健康格差の問題出現している。図書館はデジタル情報に疎い状態に置かれている人々のために存在することが理想の形である。

つまり、図書館はすべての利用者が個人と社会の発展に必要な情報にアクセスし応用できるように援助する使命を持つならば、図書館サービスにデジタル情報を含めることも重要な役割の一つになる。“

<医療者とは異なる図書館員の役割>

インフォームド・コンセントが定着し診療現場では医師が患者に丁寧な説明をすることが日常になったとは言え、インフォメーション・リテラシーは患者間で千差万別である。医学の基本知識の有無や教育レベルの差そして年齢などで行動に違いが起きるので医療効果に影響する。

つまり、1) その人に適した情報・文献の提供と、2) インフォメーション・リテラシー改善・向上の支援をするのが図書館担当者である。図書館は情報提供とリテラシー改善の支援をすることにより、医療サービスの充実化に役立っているのである。

<利用状況>

病院が予算をつけて健康医療情報を取り揃えても利用者数が伸び悩みの問題がある。これは日本に限らず海外でも見られる特徴となっている。解決策の1つには、患者図書館に一般娯楽書をも取り揃えることで利用

者の増加がみられるという事例がある。

そもそも患者図書館は心の癒しとしての蔵書構成つまり一般娯楽書から始まった歴史を持つ。自分の病気を治すために医学知識を持ち理解して前向きな治療態度を持てば回復が早いかもしれないが、人は気分転換も必要である。自分が今抱えている問題からしばしの間離れて心を立て直し再び自分の問題に向かい合うことも必要である。医療者も全く同じで、勤務後も常に仕事（検査や手術や治療や研修）ばかり考えて生きているわけではない。オフには趣味で心を楽しませ癒しているはずである。そうすることで人は心の疲れを取り再び前向きになれるのである。

<公共図書館員自身の医療文献リテラシー問題>

都道府県立図書館や一部の都市部の公共図書館を除いて、その他の公共図書館の多くは、司書資格の無い職員が担当しており、たとえ資格者がいたとしても異動で無資格者の職員だけになることもある。定年を迎えた公務員が名誉職として図書館長に就任する例は全国に多数みられる。任期3年ぐらいと短期なので勉強して司書資格を取得しようという気は起らない。司書職が専門職として確立している欧米とは天地の差である。

このような状態では職員の研修のための出張の機会は少なく、例外的に個人が自主的に勉強会に有休を取って出ていることが散見できる程度である。研修が乏しい図書館職員は、誤情報や偽情報に気づかずに振り回される利用者たちと情報リテラシーのレベルは同じである。

この現状に危機感を抱いた公共図書館関係者たちは改善に動き始めたが、地方の小図書館までどの程度の影響が及ぶかどうか定かではない。

<公共図書館と国会図書館の役割の異なる部分>

地方自治体が運営する公共図書館は、予算の範囲内で選書を行う。それに対して国会図書館は「**国会図書館法**」の中の<納本制度>に従って国内の刊行物を無償で収集している。つまり出版社は出版物を国会図書館に送ることが義務付けられている。（ちなみに、機関誌「病院患者図書館」も刊行の都度、国会図書館に送付している）

どこが異なるかと言えば、国会図書館は取捨選択という選書の作業が少ないということである（ただし、外国の文献や国会図書館が必要とする文献は一定の予算内で購入する）

結論を言うと、公共図書館は一定の予算枠内で「選書」しなければならない

らいのに対して、国会図書館は選書せずとも国内出版物が多数集まるということである。

「知る自由」「情報アクセス権」「研究する自由」の観点から考えれば、偽情報や誤情報にも国民はアクセスできなければならない。公共図書館に所蔵しない文献は国会図書館で閲覧できることや、図書館間協力で最寄りの図書館に取り寄せサービスの道が用意されている。正に国会図書館は国民の知る自由と権利を保障する機関と言えるのである。

<おわりに>

コロナ禍を契機に電子図書館サービスつまり文献のデジタル化により電子本や電子ジャーナルなどを端末から利用できるようになってきた。

今後本格化すれば図書館そのもののイメージと役割は変化するであろう。自宅や職場や旅行先などからアクセスして情報入手がいつでも可能になるが、便利には新たな問題も発生する。利用者側はインフォメーション・リテラシーであり、図書館側は信頼できる医療情報の提供に努めることも仕事の一つである。つまり誤情報や偽情報をできるだけ排除した科学的根拠のある信頼度の高い文献情報データベースを構築あるいは既存のものを活用する責務がある。それと並行して、利用者の識字の改善のための支援もある。

つまり、これまでは1) 文献情報に関する支援であったが、今後は文献情報の利用者への2) 影響や悩みに対する支援も必要になる。と言っても心理カウンセリングではなくまた健康医療情報の解説・相談ではなく治療法の解説でもなく、「インフォメーション・リテラシー」の改善・向上の支援のことである。

インターネット時代で誰でも情報にアクセスできる時代になってもそれに相応した図書館の役割があることは言うまでもない。

参考文献

- 1.大岩美恵子“聖霊三方原病院における患者図書サービス”「医学図書館」58(2) p.139-145 2011.6
- 2,菊池佑“アメリカの患者図書館 1985-86”「図書館界」39(4) p.137-149 1987 インフォームド・コンセントと患者図書館の役割
- 3.菊池佑『病院患者図書館：患者・市民に教育・文化・医療情報を提供』出版ニュース社 2001 366p 内外の患者図書館の調査統計など

4. 菊池佑 “病院患者図書館の効用と問題点（病院管理フォーラム「広がる病院患者図書館」特集）「病院」56(6)p.554-555 1997.6
5. 菊池佑 “アメリカの健康教育と健康・医療情報サービスを見学して “「病院」57(5) p.456-459 1998.5
6. 菊池佑 “イギリスにおける患者への文化・医療情報サービス：ナースの関わりも含めて”「看護展望」23(13) 100-104 1998
7. 菊池佑・談/仁科典子・構成 “日本初の本格的な患者図書館誕生。静岡県立静岡がんセンター「あすなろ図書館」“「ジャミック ジャーナル」22(12) p.8-9 2002.12
8. 菊池佑 “「あすなろ図書館」の誕生とその目指すもの：21世紀型医療施設の中の患者図書館 “「出版ニュース」2003年2月中旬号 p.6-9 2003.2 21世紀型の患者図書館のモデルとして誕生
これを皮切りに、東京女子医科大学病院、島根大学病院、警察病院（横浜市）などに病院内医学図書館司書による患者図書館が全国に増えて今日に至る。
9. 工藤女恵 “北海道13病院における患者図書室および院外連携の現況”「医学図書館」67(4) p.250-256 2020.12 病院内医学図書館と公共図書館の連携の必要性
10. 高橋綾野 “患者図書室—希望未来 M・M（みなとみらい）—みんなの医療情報AからZまで”「病院患者図書館」33(1/2) p.13-15 2011.1 司書2名が医学図書館と患者図書館を担当の人事。患者図書館ではボランティアが協力。
11. 山口直比古 “病院の図書室—病院図書室と患者図書室そしてその先へ—”「情報の科学と技術」66(9) p.467-472 2016.9 大学の医学図書館と病院内の2種類の図書館（医学用と患者用）の連携の必要性
12. 朝日新聞東京版朝刊 “患者を生きるシリーズ 4364：17歳で子宮をとる1；2か月続いた不正出血” 2022.8.1 p.17 精密検査前にスマホで「ポリープ」の記事を読み漁り、がんかも？と不安増大。次に子宮頸がんの患者会のブログ（闘病記）読み「早期発見なら簡単な手術で終わり」と希望を持つ。
13. Beschnet, Anne; Belger, Jim: “Patient Education and the Hospital Library: Opportunities for Involvement.” Journal of Hospital Libraries 13(1) p.42-46 2013 インターネット上で健康医療情報を収集できる時代になった今、図書館員は、利用者が多種多様な資源を

- 自分で評価し利用できるように、教育などで支援する必要あり（司書の役割の変化）
- 14.特集 “認知症にやさしい図書館を目指して” 「図書館雑誌」 116(8)
p.419-439 2022.8
 - 15.Caufield-Noll,Christine;Gorman,Linda:”Heart-healthyConversations;a librarian-physician partnership to promote desiese management and wellness information to cardiology patients.” Journal of Consumer Health on the Internet. 21(2) 148-158 Apr/Jun 2017
心臓外科外来での司書による患者への図書館サービス
 - 16.Gann,Bob: “Transforming lives : Combating health inequality” IFLA Journal 45(3) p.187-198 Oct 2019 国際図書館連盟の「識字声明」： デジタル消費者健康情報格差つまり世界の半数はオンラインが整備されていない現状の改善が急務である
 - 17.Inklebanger, Thymothy:”Fighting the Spread.”American Libraries 52(3/4) p.1803-1839 Mar 2021
 - 18.Kelsey,Leonard;Luhrs,Jemify:“Elevating Literacy Wellness; A hospital Library adds a leisure collection.” コロナウイルス感染拡大下の日常生活の対処法や情報リテラシーについて図書館から市民へのインターネット教育サービス) Journal of Hospital Librarianship 20(2) p.101-110 Apr 2020
 - 19.Ladd,Dana:”Promoting the Dissemination of Reliable Consumer Health Information about Covit-19 to Patients.” Journal of Librarianship(New York) 21(2) p.158-166. Apr 2021 消費者健康情報の流通での偽情報の問題
 - 20.Valizadh,Haghi;Khazaal,Yasser;Rahmatizadeh,Shahabedin: “Health Website on COVIT-19 are readable and credible enough to help public self-care ?” Journal of Medical Library Association 109(1) p.75-83 Jan 2021 コロナウイルス感染対策についての信頼できる情報を図書館が提供
 - 21.Weldom,Stephanie ; German,Linda:” Collaboration and Marketing ensure Public and Medical Library Liability.” Library Trends 53(3) p.411-421 Winter 2005. 公共図書館と医学図書館の協力(きくち ゆう)

*この論文は『病院患者図書館』44(1/2)2022年12月刊行のp. 3-11に掲載されたものです。

無断での転載は「著作権法」で禁止されています。この論文の全文または一部を他の所(インターネット、図書、雑誌、新聞、パンフレット、リーフレット、CD、DVDなど)で使用する場合は、必ずそのことを明記してください(具体的には:菊池佑氏によれば「・・・・」とか、菊池佑著「病院患者図書館」によれば等、明記すれば問題ないです)。自分が、書いたかのように見せるのは、法律違反です。ご注意下さい。